

檜原村における木質バイオマス利用促進のための
排出削減・吸収量の認定モデルに関する
実施規程
(檜原クレジット認定モデル実施規程)

Ver. 1.0

平成 25 年 9 月 2 日

檜原村木質バイオマス推進協議会

目次

1	総則	3
1.1	目的	3
1.2	用語の定義	3
2	プロジェクトの申請要件	3
2.1	手続きの流れ	3
2.2	プロジェクトの申請要件	3
2.2.1	檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトであること	4
2.2.2	平成24年4月1日以降に実施されたものであること	4
2.2.3	申請要領に基づいていること	4
2.3	役割と責任	4
2.4	データ管理	4
2.4.1	データの品質管理	4
2.4.2	データの保存期間	5
2.5	クレジットの二重認定の禁止	5
3	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の申請	5
3.1	申請要領の選択	5
3.2	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成	5
3.2.1	温室効果ガス削減・吸収量の計算方法	5
3.2.2	データの記録方法	6
3.3	プロジェクト登録の申請	6
3.4	削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の公開	6
4	温室効果ガス削減・吸収実績の認定要件	7
4.1	温室効果ガス削減・吸収実績の認定要件	7
4.1.1	クレジット利用計画書の提出	7
5	削減（あるいは吸収）実績報告書の申請	7
5.1	データの記録	7
5.2	削減（あるいは吸収）実績報告書の作成	7
5.3	削減（あるいは吸収）実績報告書の申請	8
5.4	削減（あるいは吸収）実績報告書の公開	8
5.5	計画の内容を変更する場合	8
5.5.1	形式的な変更	8
5.5.2	データの記録方法の変更	8
5.5.3	設備や燃料などの重大な変更	8

6	クレジット利用計画書の申請	9
6.1	クレジットの利用要件	9
6.1.1	クレジット売却収入の利用用途	9
6.1.2	クレジットの利用期限	9
6.1.3	クレジットの最終利用者	9
6.2	クレジットの利用計画書の作成	10
6.3	クレジットの利用計画書の申請	10
6.4	クレジットの利用計画書の公開	10
7	クレジットの発行	10
8	クレジットの利用実績報告書の申請	10
8.1	クレジットの利用実績報告書の作成	10
8.2	クレジットの利用実績報告書の申請	11
8.3	クレジットの利用実績報告書の公開	11
9	クレジットの無効化	11
10	附則	11

1 総則

1.1 目的

檜原村における木質バイオマス利用促進のための排出削減・吸収量認定モデル（檜原クレジット認定モデル）実施規程（以下「本実施規程」という。）は、排出削減・吸収量を認定するプロジェクトの要件及び手続きの流れに基づき、プロジェクト実施の申請要件及び具体的な手続きについて定めるものである。

なお、森林管理プロジェクトの場合は、別途記載のない限り、「排出活動」を「吸収活動」、「排出削減」を「吸収」と読み替える。

1.2 用語の定義

用語	定義
更新プロジェクト	温室効果ガスを排出している設備を、温室効果ガスを削減する新たな設備に切り替える場合あるいは従来の燃料に比べて低炭素の燃料に切り替える場合
新設プロジェクト	新たな建物や機能を新設する場合に、新たに設備を設置する場合

2 プロジェクトの申請要件

2.1 手続きの流れ

檜原クレジット認定モデルにおける手続きの概要は以下のとおり。

	CO2削減事業者	クレジット利用者	檜原村協議会
(1)CO2削減量の計算方法等の確認	①プロジェクト申請書作成		②プロジェクト計画審査、認定
(2)CO2削減量実績の正確性の確認	③削減実績報告作成		④CO2削減実績認定
(3)クレジット利用計画の確認	⑤クレジット利用計画作成		⑥クレジット発行
(4)クレジットの利用実績の確認		⑦クレジット利用実績報告作成 	⑧クレジット無効化

2.2 プロジェクトの申請要件

プロジェクトを申請する場合には、ガイドライン第3章 3.3に規定する以下の要件を満た

さなければならない。

- ① 檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトであること
- ② 平成 24 年 4 月 1 日以降に実施されたものであること
- ③ 檜原クレジット認定モデルとして公開された申請要領に基づいていること
- ④ その他檜原クレジット認定モデルの定める事項に合致していること

2.2.1 檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトであること

檜原クレジットの対象となるプロジェクトは、檜原村のバイオマス資源を利活用するプロジェクトでなければならない。他の再生可能エネルギーなどを活用したプロジェクトは対象外とする。

2.2.2 平成 24 年 4 月 1 日以降に実施されたものであること

檜原クレジットの対象となるプロジェクトは、平成 24 年 4 月 1 日以降に実施されたものであり、それ以前に開始された取組は対象外とする。

2.2.3 申請要領に基づいていること

檜原クレジットの対象となるプロジェクトは、檜原クレジット認定モデルとして公開された申請要領に基づいて実施されるものでなければならない。

2.3 役割と責任

プロジェクト実施者は、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成、実績データの記録、削減（あるいは吸収）実績報告書の作成を行い、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書及び削減（あるいは吸収）実績報告書の記載内容について責任を負う。

2.4 データ管理

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請及び温室効果ガス削減・吸収実績の認定の際に必要なデータについては、適切にデータの品質管理をしなければならない。また、これらのデータについては、認定対象期間終了後 2 年間保存しなければならない。

2.4.1 データの品質管理

データを記録するには次の事項について注意すること

- ① 実績報告のデータは、同じ計測方法で記録されたものであること。
- ② 原則、燃料供給会社など第三者が記録・提出したデータを用いること。第三者の記録データを用いない場合には、データの記録者、記録日時、記録手順を明確にすること。
- ③ 記録頻度を最長でもおおむね 1 カ月単位とし、過去のデータと比較するなど計測データの異常値を確認すること。

2.4.2 データの保存期間

データは、認定対象期間終了後 2 年間保存し、計測データの異常値を確認できるようにデータを管理しなければならない。

2.5 クレジットの二重認定の禁止

プロジェクト実施者は、他の類似制度において認定を受けた期間については、本制度において認定を受けてはならない。

3 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の申請

3.1 申請要領の選択

プロジェクト実施者は、プロジェクトの計画に当たり、実施しようとするプロジェクトに対応する申請要領を選択する必要がある。

実施しようとするプロジェクトに対応する申請要領がない場合（適用条件やデータ記録方法が合致しない場合）には新たな申請要領を申請できる。

3.2 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の作成

プロジェクト実施者は、所定の様式を用い、選択した申請要領に記載された方法に従って削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書を作成しなければならない。

削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書においては、温室効果ガス削減・吸収量の計算方法、データの記録方法について明確にすることが重要である。

3.2.1 温室効果ガス削減・吸収量の計算方法

温室効果ガス削減・吸収量は、従来の活動を継続した（プロジェクトを実施しなかった）場合の温室効果ガスの想定値（成り行き排出量）から、プロジェクトを実施した場合に、当該プロジェクトに起因して排出又は吸収する温室効果ガスの実績

値（改善後排出・吸収量）を差し引いて計算する。

成り行き排出量の想定値は、プロジェクト実施後のエネルギー使用量実績に基づいて、プロジェクトを実施しなかった場合の設備のエネルギー効率などを用いて、プロジェクトを実施しなかった場合の排出量・吸収量を計算する。

削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書においては、特に、成り行き排出量の想定値の計算方法を明確にすることが重要である。

3.2.2 データの記録方法

温室効果ガス削減・吸収量の実績は、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に基づいて記録されたデータにより計算するため、原則、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書のデータの記録方法は変更してはならない。プロジェクト計画の登録後に、データの記録方法を変更する場合には、運営管理者による再確認を受けなければならない。

第三者の記録データを用いない場合には、データの記録者、記録日時、記録手順を明確にしなければならない。

削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書においては、温室効果ガス削減・吸収量の実績を報告する際のデータの根拠・記録方法について明確にすることが重要である。

3.3 プロジェクト登録の申請

プロジェクト実施者は、プロジェクト登録の申請を行う際には、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書を運営管理者に提出する。

3.4 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の公開

プロジェクト実施者は、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書が公開されることについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① プロジェクトが実施される施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ 温室効果ガス削減・吸収量の計算方法
- ④ 温室効果ガス削減・吸収量の実績を計算するための根拠データと記録方法
- ⑤ 想定される年間温室効果ガス削減・吸収量

4 温室効果ガス削減・吸収実績の認定要件

4.1 温室効果ガス削減・吸収実績の認定要件

温室効果ガス削減・吸収実績の認定を申請する場合には、ガイドライン第3章3.7に規定する以下の要件を満たさなければならない。

- ① 檜原村のバイオマス資源に関連するプロジェクトで、温室効果ガスを削減・吸収したものの
- ② 削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に従って算定されていること
- ③ 算定期間が平成27年3月31日を超えないこと
- ④ 類似制度において認定を受けていないこと
- ⑤ クレジット利用計画書を併せて提出すること

4.1.1 クレジット利用計画書の提出

檜原クレジット認定モデルは、認定された檜原クレジットが有効利用され、バイオマスの利用促進につながる資金を確保することを目的としており、温室効果ガス削減・吸収量の実績を認定することは主たる目的ではない。

そのため、温室効果ガス削減・吸収実績の認定を申請する場合には、併せて、クレジットの利用計画を提出し、クレジットの売却方法とその売却収入の利用用途について報告しなければならない。

5 削減（あるいは吸収）実績報告書の申請

5.1 データの記録

プロジェクト実施者は、削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書に従って、温室効果ガス削減・吸収量に関わるデータの記録を実施しなければならない。

データの記録方法を変更する場合には、運営管理者による再確認を受けなければならない。

5.2 削減（あるいは吸収）実績報告書の作成

プロジェクト実施者は、記録データに基づいて、温室効果ガス削減・吸収量の実績を計算し、所定の様式を用い、削減（あるいは吸収）実績報告書を作成しなければならない。

5.3 削減（あるいは吸収）実績報告書の申請

プロジェクト実施者は、温室効果ガス削減・吸収実績の申請を行う際には、クレジット利用計画書と併せて削減（あるいは吸収）実績報告書を運営管理者に提出する。

5.4 削減（あるいは吸収）実績報告書の公開

プロジェクト実施者は、削減（あるいは吸収）実績報告書が公開されることについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① プロジェクトが実施された施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ 温室効果ガス削減・吸収量の計算結果
- ④ 温室効果ガス削減・吸収量の実績を計算するための用いた根拠データと記録方法
- ⑤ 温室効果ガス削減・吸収量の実績

5.5 計画の内容を変更する場合

登録済みの削減（あるいは吸収）プロジェクト申請書の内容について変更が生じた場合、プロジェクト実施者が行うべき手続きは以下のとおり。

5.5.1 形式的な変更

プロジェクト実施者に関する情報（担当者の氏名など）が形式的な変更が生じた場合には、プロジェクト実施者は、変更届けを提出しなければならない。

5.5.2 データの記録方法の変更

温室効果ガス削減・吸収実績のデータの記録方法を変更した場合には、プロジェクト実施者は、変更届けを提出し、運営管理者の再確認を受けなければならない。

5.5.3 設備や燃料などの重大な変更

設備や燃料など温室効果ガス削減・吸収量の計算が大きく変更される重大な変更を行った場合には、プロジェクト実施者はプロジェクト取消届を提出し、再度プロジェクト申請を行わなければならない。

6 クレジット利用計画書の申請

6.1 クレジットの利用要件

檜原クレジットを利用する場合には、ガイドライン第3章3.3に規定する以下の要件を満たさなければならない。

- ① クレジット売却先が決まっていること
- ② クレジット売却収入は檜原村のバイオマス資源の利用を促進するためのものであること
- ③ クレジット売却収入の利用用途を明らかにし、活用結果を報告すること
- ④ 利用期限を定めること
- ⑤ 代理無効化など特段の事情がある場合を除いて、売却先は最終利用者であること

6.1.1 クレジット売却収入の利用用途

プロジェクト実施者は、檜原クレジットを他者に売却する場合には、その売却収入を檜原村のバイオマス資源の利用を促進するために充当しなければならない。

【売却収入の利用例】

- ① 燃料源としてバイオマスの利用量を増やす
- ② バイオマスの製造設備や利用設備を整備する

6.1.2 クレジットの利用期限

檜原クレジット認定モデルは、認定された檜原クレジットが有効利用され、バイオマスの利用促進につながる資金を確保することを目的としており、温室効果ガス削減・吸収量の実績を認定することは主たる目的ではないため、クレジットの利用期限を定めて、その期間内にクレジットの全てが利用され、バイオマスの利用促進につながる資金の確保に努めなければならない。

クレジットの利用期限内に、認定されたクレジットを利用できない場合には、再度、クレジット利用計画書を提出しなければならない。

6.1.3 クレジットの最終利用者

檜原クレジット認定モデルは、認定された檜原クレジットが有効利用され、バイオマスの利用促進につながる資金を確保することを目的としており、仲介業者などが一時的にクレジットを保有することは想定していないため、クレジットの売却先は最終利用者でなければならない。

ただし、カーボンオフセット付商品を販売し、個人の温室効果ガス排出量をカーボンオフセットする場合など、クレジットの最終利用者が無効化申請をすることが困難で、代理無効化するものが存在する場合には、クレジットの売却先は代理無効化者でもよい。

6.2 クレジットの利用計画書の作成

プロジェクト実施者は、所定の様式を用い、削減（あるいは吸収）実績報告書を作成しなければならない。

6.3 クレジットの利用計画書の申請

プロジェクト実施者は、温室効果ガス削減・吸収実績の申請を行う際には、削減（あるいは吸収）実績報告書と併せてクレジット利用計画書を運営管理者に提出する。

6.4 クレジットの利用計画書の公開

プロジェクト実施者は、クレジット利用計画書が公開されることについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① プロジェクトが実施された施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ 温室効果ガス削減・吸収量の実績
- ④ クレジットの売却先
- ⑤ 売却先のクレジットの利用方法
- ⑥ クレジットの売却収入の利用用途

7 クレジットの発行

プロジェクト実施者は、運営管理者が公開するクレジット登録簿で、温室効果ガス削減・吸収実績が認定・発行されたことを確認する。

8 クレジットの利用実績報告書の申請

8.1 クレジットの利用実績報告書の作成

クレジット購入者（代理無効化の場合の代理購入者含む）は、所定の様式を用い、クレ

ジット利用実績報告書を作成しなければならない。

8.2 クレジットの利用実績報告書の申請

クレジットを利用した場合には、プロジェクト実施者は、クレジット利用実績報告書を運営管理者に提出する。

8.3 クレジットの利用実績報告書の公開

プロジェクト実施者は、クレジット利用実績報告書が公開されることについて、事前に了承しなければならない。公開される事項は以下のとおりである。

- ① プロジェクトが実施された施設名
- ② プロジェクトの内容
- ③ 温室効果ガス削減・吸収量の実績
- ④ クレジットの売却先
- ⑤ 売却先のクレジットの利用方法
- ⑥ クレジットの売却収入の利用用途

9 クレジットの無効化

プロジェクト実施者は、運営管理者が公開するクレジット登録簿で、温室効果ガス削減・吸収実績が無効化（償却）されたことを確認する。

10 附則

本文書は平成 25 年 9 月 2 日から施行する。

改定履歴

Version	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	平成 25 年 9 月 2 日	平成 27 年 3 月 31 日	新規制定